

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

平成 28 年 6 月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法第三条により環境省令で定めることとされている有害物質ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により定めている。
- 平成十三年に、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）により同省令を改正し、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加し、それらの一般排水基準を設定した（平成 13 年 7 月 1 日施行）。
- その際、附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40 業種）に対し、3 年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した（平成 16 年 6 月 30 日まで）。その後、平成 16 年 7 月、平成 19 年 7 月、平成 22 年 7 月及び平成 25 年 7 月に同附則を改正し、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は、13 業種について暫定排水基準が設定されている（平成 28 年 6 月 30 日まで）。
- 現行の暫定排水基準は平成 28 年 6 月 30 日を以て適用期限を迎えることから、当該 13 業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、12 業種について、引き続き 3 年間の期限に暫定排水基準を設定（粘土かわら製造業のほう素、電気めっき業のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準については、一般排水基準へ移行）することとした。（平成 28 年 5 月 25 日中環審水環境部会）

2. 改正内容

- 平成 16 年、平成 19 年、平成 22 年及び平成 25 年の改正と同様に、上記の排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の附則別表を改正し、業種及び対象物質ごとに、現行の暫定排水基準の廃止又は平成 28 年 7 月以降の暫定排水基準の延長及び強化（平成 31 年 6 月 30 日まで）の措置を定めるものである。

3. 今後の予定

施行日：平成 28 年 7 月 1 日

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

	業種	制限等	現行(H25.7.1~H28.6.30)→見直し後(H28.7.1~H31.6.30)			
			ほう素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	
温泉	旅館業	自然湧出	500→500	50→50		
		自然湧出以外		30→30		
		昭和49年以降湧出で50m ³ /日以上		15→15		
畜産	畜産農業				700→600	
工業	粘土かわら製造業	うわ葉かわらを製造	120→一般			
	うわ葉製造業	うわ葉かわら製造の用に供するもの	140→140			
	ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ葉製造業		50→40	15→12		
	金属鋳業		100→100			
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満		40→30	50→40	300→一般
		日排水量50m ³ 以上			15→15	
	貴金属製造・再生業		50→40		3,000→2,900	
	酸化コバルト製造業				160→160	
	ジルコニウム化合物製造業				700→700	
	モリブデン化合物製造業				1,700→1,500	
バナジウム化合物製造業				1,700→1,650		
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50→50			
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの			150→130	

一般排水基準(単位:mg/L)
 ほう素:10(海域は230)
 ふっ素:8(海域は15)
 硝酸性窒素等:100

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用